

平成30年第1回(1月)大郷町議会臨時会会議録第1号

平成30年1月23日(火)

応招議員(14名)

1番	赤間茂幸君	2番	大友三男君
3番	佐藤千加雄君	4番	熱海文義君
5番	石川壽和君	6番	若生寛君
7番	赤間滋君	8番	和賀直義君
9番	高橋重信君	10番	高橋壽一君
11番	石川秀雄君	12番	千葉勇治君
13番	吉田茂美君	14番	石川良彦君

出席議員(14名)

応招議員と同じ

欠席議員(0名)

なし

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中学君	教育長	鹿野毅君
参事	小畑正勝君	総務課長	残間俊典君
企画財政課長	熊谷有司君	まちづくり推進課長	遠藤龍太郎君
税務課長	武藤弘子君	町民課長	鎌田光一君
保健福祉課長	千葉伸吾君	農政商工課長	伊藤長治君
地域整備課長	三浦光君	会計管理者	浅野辰夫君
教育課長	斎藤雅彦君	公民館長	遠藤努君

事務局出席職員氏名

事務局長 櫻井真江 次長 千葉恭啓 主事 上野亮太

議事日程第1号

平成30年1月23日(火曜日) 午後1時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

- 日程第3 議案第1号 職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第4 議案第2号 平成29年度大郷町一般会計補正予算（第8号）
日程第5 議案第3号 大郷町住民バスの指定管理者の指定について
-

本日の会議に付した案件
議事日程と同じ

午後 1時00分 開会

議長（石川良彦君） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年第1回大郷町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

ここで町長より御挨拶をいただきます。

町長（田中学君） 皆さんこんにちは。平成30年第1回大郷町議会臨時会を開催するにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。本日ここに平成30年第1回大郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員皆さんにおかれましては、ご多用中先ほどは全員協議会を開催いたしました。引き続きのご出席を賜り誠にありがとうございます。1月も中盤を過ぎたところでございますが、全国的には記録的な大雪により、住民生活に支障が生じる地域もございます。間もなく立春を迎える季節でございますが、首都圏では昨日からの大雪により、交通に大きな影響が出たようでございます。本町におきましてもこれから降雪に注意を要する時期となりますので、町民生活に支障をきたさないよう適切に対応してまいりたいと思います。

本日、ご提案いたします議案は、組織の変更に伴う職員の給与に関する条例の一部改正と、今年度指定期間が満了となります住民バスの指定管理者に関しての債務負担行為を追加する平成29年度一般会計補正予算並びに住民バスの指定管理者の指定についての3件でございます。詳細につきましては、後ほど担当課長よりご説明を申し上げますので、慎重にご審議をいただき、ご可決賜りますようお願いを申し上げ、開会の挨拶といたします。

議長（石川良彦君） 以上で町長の挨拶を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により3番佐藤千加雄議員及び4番熱海文義議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（石川良彦君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定しました。

日程第3 議案第1号 職員の給与に関する条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第3、議案第1号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（残間俊典君） 議案第1号についてご説明申し上げます。

議案第1号 職員の給与に関する条例の一部改正について
職員の給与に関する条例（昭和32年条例第12号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成30年1月23日 提出

大郷町長 田 中 学

今回提案いたします一部改正につきましては、平成30年1月1日に行った組織の変更に伴いまして、条例で規定する級別職務分類表の一部を改正するものでございます。改正の内容をご説明いたします。次ページをお開き願います。条例第4条で規定しております別表第2を次のように改めるものでございます。改正の内容については、3級の職務内容を係長の職務及び規則で定める相当職の職務とし、4級の職務内容を課長補佐の職務及び規則で定める相当職の職務として文言の整理を行ったものでございます。6級につきましては新たに参事の職務を加えるものでございます。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成30年1月1日から適用するものでございます。以上で議案第1号の

提案理由の説明を終わります。ご審議のうえご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですのでこれをもって質疑を終わります。これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第1号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第2号 平成29年度大郷町一般会計補正予算（第8号）

議長（石川良彦君） 日程第4、議案第2号 平成29年度大郷町一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） 議案第2号につきましてご説明申し上げます。

3ページをお開き願います。

議案第2号 平成29年度大郷町一般会計補正予算（第8号）

平成29年度大郷町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 既定の債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

平成30年1月23日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正予算の概要についてご説明いたします。今回の補正予算

ですが、住民バス管理運営業務にかかる債務負担行為の追加でございます。

4 ページをお開き願います。第 1 表債務負担行為補正についてご説明いたします。事項、期間、限度額の順にご説明いたします。1 住民バス管理運営業務、設定期間は平成 29 年度から平成 30 年度まで、限度額が 2,800 万 4,000 円です。次年度当初からの住民バス管理運営業務の円滑な執行のため、年度内に契約を行う必要があることから、債務負担行為を設定するものです。限度額につきましては安全運転管理者、運行管理者、整備管理者、運転手 6 名の人件費、バス停留所の管理、車庫の維持管理及びバス消耗品等となっております。内訳としましては、管理者や運転手の人件費が 2,343 万 5,000 円。バス停や車庫の維持管理費、諸経費並びに消費税等で 456 万 9,000 円、合計で 2,800 万 4,000 円となっております。現在の契約では先ほど申し上げました費用のほか、燃料費やバスの車検等の整備費等が入っておりましたが、分離することにより、実経費とすることによりまして、町民の皆様へ役場の見える化を実現するものでございます。説明は以上でございます。ご審議のうえご可決賜りますようお願いいたします。

議長（石川良彦君） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですのでこれをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第 2 号 平成 29 年度大郷町一般会計補正予算（第 8 号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第 5 議案第 3 号 大郷町住民バスの指定管理者の指定について

議長（石川良彦君） 日程第5、議案第3号 大郷町住民バスの指定管理者の指定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） 議案第3号についてご説明申し上げます。

6ページをお開きください。

議案第3号 大郷町住民バスの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり大郷町住民バスの指定管理者を指定したいので、同条第6項及び大郷町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年大郷町条例第3号）第4条の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者を指定する公の施設

大郷町住民バス

2 指定管理者の所在地及び名称

宮城県黒川郡大郷町中村字北浦 51 番地の 6

株式会社おおさと地域振興公社

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

平成30年1月23日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の議案につきましては、大郷町住民バスの指定管理者の指定についてでございます。経過をご説明申し上げます。住民バスの管理運営業務につきましては、来年度以降の指定管理者の指定をするため、先ほど住民バス管理運営業務にかかる債務負担行為補正予算を提案しご可決をいただいたところでございます。住民バスの指定管理者について、大郷町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、昨年11月2日付で公募し、申請期限である11月末までに2者から申請がありました。この2者からの申請をうけまして、総務課長を委員長職務代理とし、関係各課長で構成する指定管理者選定委員会におきまして、12月11日と12日にかけて、申請のありました2者の業務内容のヒアリングを行いました。その結果については、選定委員会において評価シー

トにおいて客観評価を行ったところでございます。この評価につきましては、総合点を基本100点満点とし、経済性を6割、管理体制や安全性、経営安定性等を4割とし、その上で事故や行政処分があれば減点を行うといった総合点による評価を行ったところでございます。点数配分につきましては、各項目に対する配点基準によりまして、総合点の点数付けを行ったところでございます。この選定におきましては、ヒアリングでの聞き取り結果と評価結果につきまして総合的に判断し、今回の公募については適格者なしと決定されたものでございます。その選定結果につきまして、申請のありました2者に12月28日付で通知をしたところでございます。その結果をふまえて、新たに指定管理者の候補者を選定するにあたり、大郷町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条ただし書きの規定により、設置の目的を効果的かつ効率的に達成するため、合理的理由があると認められるときは、公募によらない選定ができるとされており、地域の人材活用、雇用の創出等、地域との連携が相当程度期待できることから、指定管理者の候補者として株式会社おおさと地域振興公社を指名しました。1月15日に株式会社おおさと地域振興公社より申請のありました。申請を受けまして1月15日に企画財政課による事業計画等についてのヒアリングを行いました。1月16日に参事を委員長とし関係各課長で構成する指定管理者選定委員会におきまして、申請書類やヒアリングでの聞き取り結果と評価シートによる客観評価を行ったところでございます。この評価につきましては先ほどご説明したとおりでございます。この選定におきましては申請書類やヒアリングでの聞き取り結果と評価結果につきまして総合的に判断し、申請事業者株式会社おおさと地域振興公社を指定管理者の候補者とするについて決定され、本日提案するものでございます。説明は以上です。ご審議のうえご可決賜りますようお願いいたします。

議長（石川良彦君） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。ございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 前にですね、振興公社の運行にいろいろ問題があるということで、振興公社を除いた民間会社への委託ということで本日まで、民間への業務の運行をお願いしているところでございますが、今回その問題があったと言われている、当時ですね、公社に戻すわけですが、その辺について私たち一番思うのが、町民にとって安全な運行をしてもらえるかどうか、それが一番だと思います。以前から公社の運行につきましては、例えば停留所でないところで停まるとか、降ろすとか、

あるいは行く時間に来なかったり、あるいは来ないだろうからということで過ごしたりということで、多くの問題がありまして、その辺が今まで大きな課題になっておるわけですが、今回の公社への委託について、その辺についてはどのように再発を防止するための指導がなされているのか、一点お聞きしたいと思います。

それからしばらくの間、公社は運転業務については空白になっていたわけで、そういう点で運転手の確保あるいは車両等の不足が生じないものなのかどうか、その辺について4月1日からのスタートに当たりまして、完全な状況が委託する町として掴んでいるのかどうか、その辺について答弁を求めたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。まず1点目の安心安全でございますが、これにつきましては事業者が決定しましたら、その後打合せをし、例えばもし苦情等がございましたら、運行管理者や住民バスの責任者、代表取締役等に指導を徹底してまいりたいと考えております。もし再三ということになりましたら、担当者だけでなく私もその事務所等に行きまして、指導を徹底してまいりたいと思います。

2点目でございますが、運転手の確保と車両の確保ということですが、運転手についてはこれから募集ということになるわけですが、ある程度今回事業計画を提出していただいた段階で、ある程度の人数は確保してございます。車両につきましては今回全て住民バスという形でございますので、あくまで町所有のバスということでございますのでその辺については特段問題はないかと思われま。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今回の公社に接見するにあたって合理的な理由があるということで、その中に大きな理由の一つとして、雇用の確保が挙げられていますが、一方でこれまでに務めていた方が地元の方であっても、変わるということで雇用が不安視される点もありますが、その辺についての考慮をすべきではないかと思うのですが、考え方一点。

それから課長が直接行って、問題が生じた場合にですね、対応するということでしたが、それはこれまでも何十回も聞いているわけで、それが遂行していないと、改善されていなかったという大きな思いがあるわけですね。それは今回こそ今回こそということで信頼したなかで今日に至っているわけですが、その辺ですね、襟を正して更に完璧なものに近づけていくという話しであります。これ決して課長だけの問題で

はなく、町長自身がトップとして、その辺の安全運転の管理の徹底を図る意味では、一課長だけでなく町の姿勢として臨むべきかと思うのですが、そのことについては町長から見解を伺っておきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 議員のご指摘は私も同感でございます。私の知る限りでは、平成21年までの住民バス運行に対する、私当時そこまで町長の立場でございましたが、大きなトラブルも住民からの苦情もなかったというように理解してございます。どうもトップが変わると事業も変わるという傾向にございますので、私もこの度こういう立場でございますので、設置者としての設置理念をしっかりと公社に言い聞かせながら、運転手にも一人ひとり面接をして採用したいというふうに思っております。何をさておいても住民が安心して、信頼される住民バスでなければなりません。そのことを念頭に置いてですね、しっかりした指導徹底をしてまいりたいと思います。雇用についてもそのようにしてまいりたいと思います。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。6番若生寛議員。

6番（若生 寛君） 12月に2者を指定管理者選定委員会で推薦したと、それで却下された。それで今回は1者だけなんです。その委員会にかけて申請したと、その中で今回は合格という形になったわけなんです。前回の2者と今回の1者、この選定委員会での評価についてですね、その辺の点数をできればはっきりさせてもらった方が、はっきりするものなんです。その辺の評価の上下ですね、評価の価値をお知らせいただければと思います。

議長（石川良彦君） 小畑参事。

参事（小畑正勝君） 選定委員会の代表の立場で答弁させていただきます。

12月28日に説明した2者につきましては、いわゆるマイナス要素、ネガティブと申しますか、マイナス要素がありました。要するに住民の方々に安心安全を担保できるかできないかという疑問符があったということでございます。今回の申請の中ではそういったマイナス要素がないというところで評価したところでございます。点数につきましては、まだ今日承認を受けたとしても契約行為に及んでいませんので、契約行為が成立した段階でお知らせをする予定にしております。

議長（石川良彦君） 若生寛議員。

6番（若生 寛君） 今回の公社に関しては3年間ですか、空白の期間があったわけなんです。その3年間の評価についてはどのように評価したも

のなのか。それがプラスになっているのかマイナスになっているのか。それは評価されなかったのか、その辺のところもお聞かせ願えればと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。小畑参事。

参事（小畑正勝君） 3年間といいますと前の委託業務という意味だと。（「していなかったとき」の発言あり）していなかったときですか。選定の内容、先ほど企画財政課長が話したとおり、過去2年間のマイナス要素を含めた全体の内容を審査しておりますので、当然地域振興公社は操業といたしますか、事業をしておりますませんでしたので、その部分はないということでございます。

議長（石川良彦君） 若生寛議員。

6番（若生 寛君） そうなると実績から見ると不安な面も出てこようかと思うのですが、その辺のところは影響ないものなのか、その辺を伺っておきたいと思います。あと先ほど前の議員から質問あったわけですが、トラブルが起きたとき、苦情があったときの対応というのが非常に大事でないかと思うのですが、その辺の対応について町長がどのように考えているか、町長の考えをお聞きしておきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 当然、安全に運行することを我々求めているわけでありますので、その内容が理解されない管理者にお願いするわけに参りませんので、しっかりその辺は私自ら公社の役員にもなっているわけでございますので、今までにない厳しいチェックをしてみたい。それから住民モニターも地域振興公社に明かさないで、役場の方でモニターをお願いする何人かを考えてございます。そういう方々にチェックをしていただいて、常に安心して住民の皆さんが利用できる住民バスに生まれ変わってまいらなければなりませんので、それくらい厳しくやっていく考えでございますので、ご安心をいただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 8番和賀直義議員。

8番（和賀直義君） 今回の指定管理者の選定に関しては、条例に則ってやったということは理解できております。選定の時にいろいろ評価して選ぶんですけども、実際に管理をお願いをして、1年後に本当に指定管理がなされたのか、公に住民の立場で利用した人も含めての評価というものが、1年ごとの評価というものが、私はこの大郷の場合不足しているのではないかと思うんです。今回これを契機にきちっと1年ごとに、その指定管理がきちっとなったのかなっていないのかの評価をぜひ作る

べきではないかと思うんです。これはひょっとするとあるかもしれないんだけど、私の認識ではそれがいいのではないかと、仙台市の場合にはたくさん公の施設をいろんなところを何十件と指定管理していて、それを1年間きちっと評価しているんです。そういうのもぜひやった方がいいのではないかと提案するんですけども、そうしないとただ偏った苦情とかに振り回されて、公正公平に本当に管理できないのではないかと思いますので、この件に関して所見をお伺いいたします。

議長（石川良彦君） 企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。先ほど町長も答弁しておりますが、いわゆる利用者モニターなり評価制度、あと公社から提案がありました。道の駅への意見箱の設置等もございまして、それらによりまして毎年度評価をし、次年度以降の住民バスへの指定管理についてのあり方なりを検討していきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

8番（和賀直義君） それは住民バスだけでなく、他の指定管理しているものも表を作って、何点何点何点とつくってほしいと思っておりますので、もう一度答弁をお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。指定管理者につきましては、その他物産館なり縁の郷等がございまして、今4つほどございまして、それらも合わせまして検討してまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） 12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 月々に働いている方々のミーティングとか、時間帯がバラバラですから、なかなかお聞きしますと一堂に会する時間がないということで、その点で全職員を前にしていろいろ話し合いをする、そういう機会を定期的に設けることも大事ではないかと、そこへ町長が行くなり課長が行くなりして、常にそういう点での声を聴くなり、言うなりも大事だと思うので、それもできるなら契約書の中に明記させながら、進めるべきではないかと思うのですが、町長一つ考えをお願いします。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 大変前向きなご意見をいただきました。そうあるべきであると思っております。それから今までの住民バス管理業務をお願いしていた会社が、また別の事業もやっているわけだ。それで町の財産、町のバスに付随するいろんな工具、部品、タイヤも管理しなければならない。こっちでは自社でやっている、なんかその明確にきちっと管理が整って

るということが当然のことなのですが、それもずさんな内容になっては困ると、こういうことも評価委員会の中にあつたようであります。やっぱり住民バスは利益を追求する事業ではないですから、管理側には絶対安全安心がまさにこれが命だということをですね、これから再三注意を促しながら、町民が満足する内容にしてまいりたいと思います。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。2番大友三男議員。

2番（大友三男君） 皆さんご存じのとおりこの2年何カ月間、私住民バスの件で大分改革をお願いした経緯があつて、そのなかでこの2年間あまり住民バスに関して声を出さない議員の方々も相当ありました。ですけどもこのように心配している方もいます。なぜかという前任者の方に大分提言してきましたけれども、やります、改革します、直します、再三これまで8回、9回の定例会のなかで答弁してきました。担当課の方にもちゃんと指導していきます。この様に大分その言葉だけで終わった部分があります。ですから今回私も地域振興公社に戻ることに ついて、皆さんも心配しているとおり、前回色々あつて今の民間会社にしたんだという経緯もありました。ですけども今の民間会社さんも行政処分を受けるような会社であつた。現実問題として住民バスを運行しながらも行政処分を受けたわけですから、ですから行政側として、言葉だけでなくきちっとこれは改善すべきところは改善して、今までの経験を踏まえてしっかりやっていただきたいと思うのですけども、やっぱりそれに向けての心構えを担当課も町長ももう一回確認の意味でもお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。これにつきましては、今まで再三議員からご指摘をいただいたなかで、担当課としましてもそれぞれ指導の立場であつたわけではありますが、先ほどもお話ししたとおりに運行管理者、バス事業の責任者、代表取締役等に徹底指導して、苦情が全くなくなればよろしいのですが、それが再三とならないように指導を徹底してまいりますし、担当課長としても現地に出向いて指導に当たっていきたいと考えております。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 今度は町が出資している地域振興公社ですから、株主ですから、株主がわが社に物言えないことはないわけですから、今度は当時の評価員と違う目線で、しっかりやらせていただきたいと思ひます。議員も気が付いたらどんどんご提案ご提示していただいて結構で

ございますのでよろしくお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですのでこれをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第3号 大郷町住民バスの指定管理者の指定についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議長（石川良彦君） 以上を以って、本臨時会に付議された事件の審議は、全部終了いたしました。これにて平成30年第1回大郷町議会臨時会を閉会といたします。大変御苦労さまでした。

午 後 1 時 3 5 分 閉 会

上記の会議の経過は、事務局長 櫻井真江の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員